

令和6年1月4日

お客さま 各位

石動信用金庫

**令和6年能登半島地震による「地震被害に関する特別相談窓口」の設置
および預金払い戻し等の対応について**

このたびの能登地方を震源とする地震の影響により被害に受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

石動信用金庫(理事長 広岡 隆)は、今般の地震の影響による被害と、これに伴う資金繰り等に関するご相談、ご要望にお応えするため下記の通り相談窓口を設置いたします。

また、預金通帳などの紛失に対しましてもご相談に応じるとともに、便宜のお取り扱いをさせていただきます。

記

1. 相談窓口の設置

窓口設置期間	令和6年1月4日(木)から当面の間
設置店舗	全営業店
設置日時	本店営業部 平日 午前9時～午後3時30分 各支店 平日 午前9時～午後3時
対象となるお客さま	中小企業および個人事業主のお客さま 一般個人のお客さま ※当金庫とのお取引の有無は問いません

2. 預金の便宜扱い等の相談窓口の設置

窓口設置期間	令和6年1月4日(木)から当面の間
設置店舗	全営業店
設置日時	本店営業部 平日 午前9時～午後3時30分 各支店 平日 午前9時～午後3時
対象となるお客さま	災害救助法が適用された住所のお取引先
ご相談 便宜扱いの内容	①預金通帳、証書、印章等を紛失された場合のお支払い ②定期預金等の期日前払出しのご相談 ③損傷紙幣等のお引き換え ④国債を紛失された場合のご相談 ⑤今回の災害により支払期日を経過した手形(電子記録債権含む)に関するご相談 ⑥災害に伴う応急資金等に関するご相談 ⑦その他

以上

[本件に関するお問い合わせ先]

石動信用金庫 業務部業務課 0766-67-1022